

令和6年度環境技術実証事業 公募要領（実証機関候補用）

1. 概要

環境技術実証事業は、既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他、環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全に寄与し、中小企業の育成も含めた環境産業の発展に資することを目的とするものです。

2. 実証機関候補の公募

令和6年度 環境技術実証事業について、以下のとおり、実証機関候補の公募を行います。

なお、本公募は、令和7年度 実証機関候補を公募するものであり、審査の結果、実証機関候補として登録された場合は、「令和7年度 実証機関候補リスト（一覧）」にて、環境省のホームページに掲載いたします。掲載後、別途、実施している実証技術候補の公募において審査の結果、登録された実証技術候補（実証技術候補リストに掲載されている候補者）とマッチングのうえ、令和6年11月に実施予定の「令和7年度 実証対象技術及び実証機関の募集」に申請していただきます。

「令和7年度 実証対象技術及び実証機関の募集」に申請をするためには、本登録が必要となりますので、ご承知下さい。

（1）実証機関候補の登録について

環境技術実証事業実施要領 [令和5年11月16日版] の第1章「2. 実証機関候補の公募及び登録審査」及び第6章「実証機関候補の募集・選定」をご確認下さい。

（2）公募する実証機関の技術領域

- ・水・土壌環境保全技術領域
（例：自然地域トイレし尿処理技術、有機性排水処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、水質汚染対策技術、土壌汚染対策・浄化技術等）
- ・大気環境保全技術領域
（例：ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、大気汚染対策技術（排ガス、ダイオキシン類、有害物質等）、生活環境保全技術（騒音・振動防止、光害対策、悪臭対策、大気排熱抑制）等）
- ・資源循環技術領域
（例：資源・リサイクルに関する技術等）
- ・気候変動対策技術領域
（例：中小水力発電技術、ヒートアイランド対策技術（地中熱利用システム技術）、気候変動対策技術等）
- ・自然環境保全技術領域
（例：自然地域トイレし尿処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、生物多様性確保技術、外来種対策技術等）
- ・環境測定技術領域
（例：VOC等簡易測定技術、上記5つの領域に関する環境測定技術全般等）

※ 原則、申請者が希望する領域において、登録します（希望する領域が不適当な場合を除きます）。

(3) 実証費用 [令和6年11月に実施予定の募集において実証機関に選定された場合]

実証に係る経費のうち、試験に係る費用等※¹は実証対象技術の申請者の負担、その他の費用※²は環境省の負担といたします。実証機関として選定された場合は、上記の「その他の費用」について、環境省と請負契約を締結のうえ、環境省から実証機関に対して費用が支払われます。

※¹ 試験に係る費用等例：実証対象技術の試験実施場所への持込み・設置、実証対象技術の運転、試験終了時の実証対象技術の撤去・返送に要する費用、試験に伴う消耗品、試験（実証）機関の出張旅費、測定・分析費用等

※² その他の費用例：実証計画作成費、検討会運営費、実証報告書等作成費、ETV ロゴ発行費用等

(4) 試験実施場所 [令和6年11月に実施予定の募集において実証機関に選定された場合]

試験実施場所は日本国内とし、実証対象技術の申請者と協議の上、試験の実施に適切な試験実施場所を選定していただきます。なお、既に技術が稼働している場合は、その稼働場所を試験場所とすることもできます。

3. 公募期間

令和6年6月28日（金）～ 9月13日（金） 17：00まで（必着）

4. 受付方法

申請書に必要な事項を記入の上、下記に示す書類等一式を電子メールにて、令和6年度 環境技術実証事業 技術実証運営・調査機関（一般社団法人産業環境管理協会：6. 問い合わせ・申請先を参照）まで提出して下さい。

<申請時に必要な書類等>

電子ファイル（実証機関申請書及び添付資料）を「6. 問い合わせ・申請先」にメールにて送信下さい。

電子ファイルは、10 MB 以下とし、機械判読可能な形式※³にて提出して下さい。

※³ 機械判読可能な形式とは、コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できることを意味し、例えば Word, Excel, Powerpoint, コピーが可能な PDF 等のデータが該当します（スキャンデータ等は該当しません。）。

5. その他

本公募の後、申請があった申請書等にて審査を行い、その結果をもって、令和7年度 環境技術実証事業の実証機関候補として登録をいたします。申請があった全ての機関が登録となるわけではありませんのでご注意下さい。

なお、申請者が一度に登録申請できる技術領域に制限はありません。

6. 問い合わせ・申請先

令和6年度 環境技術実証事業 技術実証運営・調査機関

一般社団法人産業環境管理協会 環境管理部門 国際協力・技術センター

担当： 寺田・巖岩

メール： tech-etv@jemai.or.jp

住所： 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号

電話： 03-3528-8154

添付資料

- ・令和6年度環境技術実証事業 公募要領（実証機関候補用）【PDF：240 KB】
- ・登録申請書（実証機関候補用）【DOCX：79 KB】
- ・実証機関候補の登録に関する選定の観点について【PDF：131 KB】
- ・環境技術実証事業実施要領：令和5年11月16日版【PDF：2.36 MB】